

表 3-78 租税収入

年次	市 部		郡 部		計	
	円	%	円	%	円	%
1899年	48,211	(10.5)	408,864	(89.5)	457,075	(100.0)
1900	72,044	(13.2)	475,451	(86.8)	547,493	(100.0)
1901	121,874	(18.3)	542,510	(81.7)	664,384	(100.0)
1902	171,312	(21.6)	621,128	(78.4)	792,440	(100.0)
1903	243,125	(29.6)	577,920	(70.4)	821,045	(100.0)
1904	247,219	(34.5)	469,967	(65.5)	717,186	(100.0)
1905	176,506	(26.8)	482,173	(73.2)	658,679	(100.0)
1906	185,791	(25.6)	538,730	(74.4)	724,521	(100.0)
1907	300,792	(27.2)	806,184	(72.8)	1,106,976	(100.0)
1908	289,301	(30.3)	664,597	(69.7)	953,898	(100.0)
1909	337,548	(33.5)	669,793	(66.5)	1,007,341	(100.0)
1910	400,529	(29.5)	955,856	(70.5)	1,356,385	(100.0)
1911	511,610	(32.7)	1,052,491	(67.3)	1,564,101	(100.0)
1912	518,151	(32.1)	1,094,556	(67.9)	1,612,707	(100.0)

注 『神奈川県統計書』より作成

まず、表三一七六によって歳出をみると、県全体の歳出は一九〇〇年の八四万円から一〇〇万円をへて、日露戦後多少縮小したり膨張したりしながら、結局、明治末期には三〇〇万円に近く。この間、三倍以上の膨張である。このなかで、三部がそれぞれどのような地位を占めたかが、つぎに問題となる。

まず、連帯の歳出は一九〇〇年の二五万円から四〇万円、二〇万円などと波をうちながらも、明治末期には一〇〇万円をこえるようになる。この間、それが県歳出全体のなかに占める割合をみると、だいたい二〇―三〇割台であるが、一九〇七年や一九一二年などのように四〇割をこえることもある。全体として、大正期までを見通すと、二〇割台から三〇割台へと、やや比率を高めているということになるか。これに対して、市部は二〇万円から四〇万円の水準で、二〇割台と一〇割台が交錯しながら多少比率は下がり気味である。郡部もときには六〇割に達しつつも、五〇割台から四〇割台へ、金額では五〇万円から一二〇万円へと増えるが、これまた、比率では多少下がり気味ということになる。

これにたいして、つぎに郡部と市部との歳入をみてみよう(表

表 3-79 連帯郡市負担割合

年次	市 部 郡 部	
	1899年	29.2%
1900	30.6	69.4
1901	33.0	67.0
1902	33.5	66.5
1903	36.0	64.0
1904	37.8	62.2
1905	39.0	61.0
1906	39.6	60.4
1907	36.0	64.0
1908	39.8	60.2
1909	40.8	59.2
1910	41.5	58.5
1911	44.3	55.7
1912	43.6	56.4

注「神奈川県統計書」より作成

三・七七)。両者の合計は、いうまでもなく歳出と同じく、一〇〇万円から三〇〇万円へと上昇しているが、その市郡割合をとってみると、波をえがきながらではあるが、だいたい、市部が二〇割台から三〇割台へと上昇し、したがって、郡部は七〇割台から六〇割台へと下降している。

さらに、租税収入だけをとり出してみよう(表三・七八)。これで見ると、市部と郡部の逆方向への動きは、はるかに鋭くあらわれてくる。すなわち、はじめの数万円にすぎなかった市部の税収は、日露戦後の一九〇五・一九〇六年あたりに落ち込むとはいえ、一〇万円から三〇万円、五〇万円と一〇倍程度増加し、比率も一〇割台から三〇割台へと飛躍する。これに対して、郡部は四〇万円から一〇〇万円へと二・五倍になったにとどまり、比率は九〇割から六〇割台へと落ち込む。こうなるのは、歳入全体のなかには、国庫からの補助金や県債など、一時的に変動の大きいものが含まれているのに対して、租税のほうは(しばしば税率を動かすとはいえ)、はるかに直接に経済の動きを反映するからである。すなわち、この時期、日本経済全体の成長気運のなかで、神奈川県経済も拡大したが、それはとりわけ、市部における商工業の発展に負っていたのであり、税収もいきおい市部において、大幅に伸びることになったのである。

こうした傾向は、連帯収入を支える市部と郡部からの納入の割合にも、はっきりとあらわれている。連帯の収支額は、波をえがきながらも、一九〇〇年の二五万円から、一九一二年の一二〇万円へと増加していることは、すでに表三・七六で確認したとおりである。その支出をまかなう市部と郡部の負担割合は、一九〇〇年の場合は、前述のとおり三対七であったが、その後の動きをみると、表三・七九のとおりである。みるとおり、ここでは、ほとんど一方的な市部の上昇と郡部の下降が記録さ

れ、出発点と到達点では、一三割ポイントの変化が起こつて、四対六からやがて五対五へせまる趨勢を示している。ひと言でいって、こうした県財政の都市化が、この時期の基本的な動向であるが、つぎに、そうした全体の傾向のなかでの、三部の財政の内部について検討をすすめることにしよう。

二 歳 出

県の全歳出

県の歳出全体の各年の数字は、前掲表三―七六に示されているとおり、一九〇〇年の八四万円から一〇〇万円をこえたのち、日露戦後に九〇万円まで減少するが、のち二〇〇万円から三〇〇万円へと近づく。このように、振幅が大きいのは、日露戦争期に、支出が全体としてかなり抑制されたうえ、その反動でその後の支出圧力が強く、かつ風水害の復旧工事や学校建築など、支出を大幅に動かす要因が時々介在するからである。ただ、そのような変動があるとはいえ、全体として膨張傾向にあることは、否定しがたいところである。ただ、紙幅の関係で、この間の年次をすべてカバーするわけにはいかないので、以下、すべての項目について、初期を代表させるために市・郡部の分担関係が安定した一九〇一（明治三十四）年を、明治末期を代表させるために一〇年後の一九一一（明治四十四）年の数字をとって検討することにする。

そこで、まずはじめに県の歳出全体をとり出したのが、表三―一八〇である。これによると、費目数がかかなり多く、県の事業が多方面にわたっていたことが示されている。しかし、金額からみると、土木費・警察費・教育費の三項目で七〇―一八〇割を占めており、県行政の主要な領域が、この三分野にあったことが明らかとなる。これ以外で、やや大きいものとしては、各種建設事業の拡大にもなつて上昇している県債費が四割から七割、下降グループに郡役所費（四―二割）、衛生及病院・市町村

表3-80 県歳出総額

科 目	1901年 (◎に対する比率)		1911年 (◎に対する比率)	
	円	%	円	%
警察庁舎建築修繕費	255,873	(25.1)	447,092	(15.4)
土木町村土木補助費	9,227	(0.9)	73,942	(2.6)
市郡部会議諸費	404,750	(39.7)	1,284,514	(44.3)
衛生及病院費	10,147	(1.0)	15,550	(0.5)
衛生補助費	7,933	(0.8)	13,495	(0.5)
教育補助費	33,926	(3.3)	40,076	(1.4)
教育補助費	37,458	(3.7)	24,683	(0.9)
教育補助費	4,896	(0.5)	11,990	(0.4)
教育補助費	137,305	(13.5)	315,591	(10.9)
諸達業掲示諸費	29,760	(1.0)	29,760	(1.0)
諸達業掲示諸費	1,013	(0.1)	1,544	(0.1)
諸達業掲示諸費	12,677	(1.2)	72,644	(2.5)
諸達業掲示諸費	6,072	(0.6)	27,158	(0.9)
諸達業掲示諸費	9,263	(0.9)	26,385	(0.9)
諸達業掲示諸費	948	(0.1)	188,920	(6.5)
諸達業掲示諸費			44	(0.0)
諸達業掲示諸費	6,693	(0.7)	29,365	(1.0)
諸達業掲示諸費			29,480	(1.0)
諸達業掲示諸費			1,575	(0.1)
諸達業掲示諸費			5,588	(0.2)
諸達業掲示諸費			107	(0.0)
諸達業掲示諸費			164	(0.0)
諸達業掲示諸費			2,074	(0.1)
諸達業掲示諸費			200	(0.0)
諸達業掲示諸費			12,000	(0.4)
諸達業掲示諸費	41,448	(4.1)	185,737	(6.4)
諸達業掲示諸費			1,690	(0.1)
諸達業掲示諸費	305	(0.0)	1,320	(0.0)
諸達業掲示諸費	37,884	(3.7)	47,722	(1.6)
諸達業掲示諸費			90	(0.0)
諸達業掲示諸費	506	(0.0)	1,498	(0.1)
諸達業掲示諸費	64	(0.0)	4,370	(0.2)
諸達業掲示諸費	224,991		1,053,225	
諸達業掲示諸費	1,243,378		3,950,094	
諸達業掲示諸費	1,018,387	(100.0)	2,896,869	(100.0)

注 『神奈川県統計書』より作成。科目名は、『県統計書』による(以下、同じ)。

衛生補助費(七・二割、最高は一九〇四年の一九割)などがある。ところで、こうした県全体の歳出は、三部の財政によってかなりはつきりしたかたちで分担されている。その点を、以下順次検討していこう。

連帯歳出

連帯歳出の内訳をみると、一九〇一年の場合、教育費(六一割)、衛生及病院費(一五割)、土木費(一二割)、警察費(七割)の四項目だけで九五割となり、ほとんどすべてが、ここに集中している(表三一・八一)。のみならず、それ以外の事務の数は少ない。これにたいして、一九一一年には事務の数は大幅に増加しているが、目立って大きいものは県庁舎建築修繕

表3-81 連帯歳出

科 目	1901年 (比率)		1911年 (比率)	
	円	%	円	%
警察庁舎建築修繕費	16,086	(7.1)	49,877	(4.7)
警察庁舎建築修繕費	250	(0.1)	60,702	(5.8)
土木部会議諸費	26,239	(11.7)	212,694	(20.2)
衛生部病院費	752	(0.3)	2,070	(0.2)
衛生部病院費	33,926	(15.1)	40,076	(3.8)
教育補助諸費	137,305	(61.0)	315,591	(30.0)
教育補助諸費	29,760	(2.8)	29,760	(2.8)
職業指導費	1,004	(0.4)	1,508	(0.1)
職業指導費	4,726	(2.1)	40,383	(3.8)
職業指導費	2,897	(1.3)	8,100	(0.7)
職業指導費	144	(0.1)	751	(0.1)
職業指導費	948	(0.4)	188,920	(17.9)
職業指導費	668	(0.3)	44	(0.0)
職業指導費			12,083	(1.1)
職業指導費			29,480	(2.8)
職業指導費			1,575	(0.1)
職業指導費			5,586	(0.5)
職業指導費			107	(0.0)
職業指導費			664	(0.1)
職業指導費			2,074	(0.2)
職業指導費			200	(0.0)
職業指導費			49,812	(4.7)
職業指導費			1,106	(0.1)
職業指導費			62	(0.0)
計	224,992	(100.0)	1,053,226	(100.0)

注 『神奈川県統計書』より作成。

費(一九一〇・一一二二年の三か年がとくに大きい)ぐらいで、やはり教育費・土木費・警察費が大きく、衛生及病院費は後退している。教育費が大きいのは、師範学校・中学校・高等女学校・農学校・商業学校・工業学校など、この時期統々と新設整備された学校をはじめ、県の教育費がすべてここで計理されていることによっている。市部・郡部には、教育費は皆無なのである。衛生及病院費(衛生諸費と検徴費からなる)は、一九〇〇年以前は、大部分が市部支出で、郡部も僅少の支出をしていたのに、一九〇一年以降すべて連帯支出のみとなったため、大きくなっている。なお、連帯には、薫育院費・感化院補助費のような特殊な教育費や、神社費・地方改良費・神職講習補助費など、明治末期に出はじめた中央による地方へのイデオロギー指導費といった性格で、他部にはないものが含まれているが、金額はとるに足りない。

市部歳出

市部歳出の構造(表三・八二)は、連帯よりもさらに単純である。というのは、大

表3-82 市部歳出

科 目	1901年 (◎に対する比率)		1911年 (◎に対する比率)	
	円	%	円	%
警察庁舎建築修繕費	149,549	(86.3)	254,508	(54.3)
土木補助費	1,726	(1.0)	6,071	(1.3)
市町村衛生補助費	11,293	(6.5)	141,737	(30.2)
市町村衛生補助費	2,632	(1.5)	3,131	(0.7)
救育補助費	3,506	(2.0)	15,933	(3.4)
救育補助費	4,096	(2.4)	9,777	(2.1)
諸達書及掲示諸費			214	(0.0)
勸業補助費			706	(0.2)
勸業補助費			1	(0.0)
業補助費			5,000	(1.1)
業補助費			31,430	(6.7)
業補助費			9	(0.0)
業補助費			38	(0.0)
業補助費			30	(0.0)
業補助費	26	(0.0)		
業補助費	17	(0.0)		
業補助費	74,305		466,350	
業補助費	247,517		934,935	
業補助費	173,212	(100.0)	468,585	(100.0)

注 「神奈川県統計書」より作成

表3-83 郡部歳出

科 目	1901年 (◎に対する比率)		1911年 (◎に対する比率)	
	円	%	円	%
警察庁舎建築修繕費	90,238	(14.6)	142,707	(10.4)
土木補助費	7,251	(1.2)	7,169	(0.5)
市町村土木補助費	367,218	(59.2)	930,083	(67.6)
市町村衛生補助費	10,147	(1.6)	15,550	(1.1)
市町村衛生補助費	4,549	(0.7)	8,294	(0.6)
救育補助費	33,952	(5.5)	8,750	(0.6)
救育補助費	800	(0.1)	2,213	(0.2)
諸達書及掲示諸費	9	(0.0)	36	(0.0)
勸業補助費	7,951	(1.3)	32,261	(2.3)
勸業補助費	3,175	(0.5)	19,058	(1.4)
業補助費	9,119	(1.5)	25,420	(1.8)
業補助費	5,659	(0.9)	16,576	(1.2)
業補助費			1	(0.0)
業補助費			7,000	(0.5)
業補助費	41,448	(6.7)	104,495	(7.6)
業補助費			584	(0.0)
業補助費			1,320	(0.1)
業補助費	37,884	(6.1)	47,722	(3.5)
業補助費			81	(0.0)
業補助費			1,460	(0.1)
業補助費	480	(0.1)	4,278	(0.3)
業補助費	1	(0.0)		
業補助費	150,686		586,875	
業補助費	770,869		1,961,933	
業補助費	620,183	(100.0)	1,375,058	(100.0)

注 「神奈川県統計書」より作成

表3-84 土木費分担割合

年次	県全体		連 帯		市 部		郡 部	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
1899年	円 351,199	% 100.0	円 13,174	% 3.8	円 11,293	% 2.8	円 338,025	% 96.2
1900	205,527	100.0	26,941	13.1			178,586	86.9
1901	404,750	100.0	26,239	6.5	13,470	3.5	367,218	90.7
1902	387,234	100.0	32,225	8.3	10,570	4.1	341,539	88.2
1903	256,048	100.0	18,325	7.2	5,899	2.4	227,153	88.7
1904	243,873	100.0	19,015	7.8	5,858	3.4	218,959	89.8
1905	172,121	100.0	13,337	7.7	8,402	3.5	152,926	88.8
1906	241,676	100.0	11,840	4.9	84,741	11.0	221,434	91.6
1907	770,195	100.0	86,832	11.3	106,938	12.8	598,622	77.7
1908	833,318	100.0	73,523	8.8	17,610	5.6	652,857	78.3
1909	313,094	100.0	36,693	11.7	105,175	9.2	258,791	82.7
1910	1,144,145	100.0	59,418	5.2	141,737	11.0	979,552	85.6
1911	1,284,514	100.0	212,694	16.6	66,382	6.7	930,083	72.4
1912	991,843	100.0	219,979	22.2			705,482	71.1

注 『神奈川県統計書』より作成

部分が警察費であり、それ以外でやや目立つのは明治四十年代に入って土木費がふえ、それにともなつて、県債費がふえていく程度であり、これらだけで九〇割以上を占めているからである。ただし、流行病発生年次には市町村衛生補助費が急増し、たとえば表示しなかったが、一九〇四年のごときは四四・三割と、ほとんど警察費なみの比率を記録した。その他の年にも、この費目はつねに数割を占め、ときには土木費を凌駕することもある。市部で警察費の比率が高いのは、都市であるという一般的な性格から当然であるが、そのうえに、外国人居留地をもっているという本県特有の事情にもよっている。したがって、県全体の警察費支出のうち、市が占める割合も当然高くなる。たとえば一一年の場合、県全体の警察費は四五万円であるが、そのうち市部は二五万円、五七割を占めているのに対し、郡部は一四万円、三二割にすぎない。なお、金額は数千円から一万円程度であるが、郡部はその数分の一しか支出していない教育費がある。これは、生活能力のない「貧民」を対象とする救済費であつて、都市に下積みになつていく貧困層が相対的に多か

表3-85 郡部土木費内訳(1911年)

内 訳	金 額 (比率)	
	円	%
經常部土木費	84,291	(9.1)
道路橋梁費	80,445	(8.6)
治水堤防費	2,942	(0.3)
測 量 費	904	(0.1)
臨時部土木費	845,794	(90.9)
道路橋梁費	79,404	(8.5)
治水堤防費	174,794	(18.8)
測 量 費	6,941	(0.7)
災害復旧費	584,655	(62.9)
計	930,083	(100.0)

注 『神奈川県統計書』より作成

ったのであろう。

郡部歳出

郡部では、土木費が断然大きくて六〇—七〇%、金額にして二〇—一〇〇万円を占めている(表三・八三)。もっとも、支出が抑制された日露戦争期の土木費は、絶対額・比率とも大幅に落ち込んだ。すなわち、一九〇一—一九〇二年に四〇—三〇万円で六〇—五〇%だったのに、一九〇四—一九〇五年には二万—一五万円、四三—三二%となっている。これに次ぐ費目は、警察費が一〇—二〇%、県債費が数%—一五%、郡役所費が数%といったところである。

土木費は、事の性質上、絶対額・比率とも振幅が大きいが、概していえば、日露戦争期以外は県歳出全体の三〇—四〇%を占めて第一位にあった。その土木費はまた郡部支出のなかでは、右のとおりとびぬけて高い比率を占めているのであるが、土木費が三部によって、どのように分担されているかをみたのが、表三・八四である。これで見ると、郡部は前半期にほぼ九〇%を、やや下がっても七〇—八〇%を支出しており、土木費は郡部のものとの色彩が強い。これが、教育費は連帯のもの、警察費は市部のものという、それぞれの特徴に対して、県の主要な歳出項目を郡部が分担している姿である。

なお、同じ土木費でも、郡部と他の二部とは、内容にかなり違いがある。というのは、連帯と市部の土木費はほとんどすべて道路橋梁費からなっているのに対し、郡部のそれは、しばしば他の費目のほうが多いことがあるからである。年によってかなり違いがあるので、必ずしも適例ではないが、たとえば一九一一年の郡部土木費内訳は表三・八五のとおりである。これで見ると、最大の費目は五八万円(六三%)の災害復旧であり、これに次ぐものは、經常・臨時部の治水堤防費(一九%)で、道

路橋梁費は一六万円（一七割）にとどまる。したがって、郡部は土木費というのを、もっと立ち入っていえば、郡部は災害復旧費、ということになる。もっとも、この費目は決算では一九〇六年以前にはまったくあられず、それ以後ほとんど毎年あらわれるようになる。これは、おそらく計上の仕方に変更があったせいであろうと思われる。災害復旧費は、その性格からして年によって大幅に変動するとはいえず、計上されるようになって以降つねに三〇―六〇万円にのぼって郡部支出費目のなかでは最大項目であり、これが郡部支出をリードしていることは明らかである。さらに、治水堤防費も、とくに臨時支出の場合には、災害復旧費の性格をもつことが多いことを考慮すれば、ますます郡部は災害復旧費、ということになるといってよい。

三 歳 入

連 帯 歳 入

三部経済制の財政構造について述べた際図示しておいたように、連帯歳入というのは、すべて市部・郡部経済から支出されたものが納入されるのであって、連帯経済それ自体の収入というものがあるわけではない。したがって、連帯歳入に関する数字は、表三―八六に示すとおり、經常部・臨時部ともすべて市部収入と郡部収入とからなっている。その割合が、はじめは三対七だったのに、次第にその差がちぢまって、明治末には五対五に接近したことは、やはり前述したところである。その内部構成は、經常部・臨時部を通じて、市郡分賦額とそれ以外のものからなっている。このうち、後者は表に示したとおり、財産収入だの国庫からの支出金だの多数の項目からなっているが、前者は、やはり前述したように、市郡部の租税収入を中心としたものから納入される部分である。連帯収入は時の変化とともに、ある一定の傾向をたどるとはいいにくく、たとえば市郡分賦額をみると、一九〇一年には經常部一四・五割、臨時部三二・三割なのに、一九一一年に

表3-86 連帯歳入

科 目	1901年 (比率)		1911年 (比率)	
	円	%	円	%
経 常 部				
財 産 収 入	1,011	(0.4)	202	(0.0)
市 部 収 入	310		85	
郡 部 収 入	701		117	
国 庫 下 渡 金	2,252	(1.0)	17,892	(1.7)
市 部 収 入	1,419		11,397	
郡 部 収 入	836		6,495	
雑 収 入	111,032	(49.3)	223,668	(21.2)
市 部 収 入	34,088		94,054	
郡 部 収 入	76,944		129,614	
(賦 金)	(100,835)	(44.8)	(152,761)	(14.5)
(授 業 料)	(7,348)	(3.3)	(37,346)	(3.5)
(そ の 他)	(2,849)	(1.3)	(33,561)	(3.2)
市 郡 分 賦 額	32,599	(14.5)	614,018	(58.3)
市 部 収 入	14,508		291,790	
郡 部 収 入	18,091		322,228	
計	146,896	(62.3)	855,781	(81.3)
市 部 収 入	50,324		397,326	
郡 部 収 入	96,572		458,455	
臨 時 部				
国 庫 補 助 金	1,986	(0.8)	28,174	(2.7)
市 部 収 入	609		11,833	
郡 部 収 入	1,377		16,341	
(衛生及病院費補助金)	(1,455)	(0.4)	(2,474)	(0.2)
(勸業費補助金)	(531)	(0.2)	(7,280)	(0.7)
(勸業費補助費補助金)			(350)	(0.0)
(薫育院費補助金)			(5,703)	(0.5)
(感化院補助費補助金)			(326)	(0.0)
(土木費補助金)			(12,043)	(1.1)
国 庫 補 給 金	2,821	(1.3)	3,230	(0.3)
市 部 収 入	1,775		2,057	
郡 部 収 入	1,046		1,173	
寄 付 金	520	(0.2)	1,679	(0.2)
市 部 収 入	160		705	
郡 部 収 入	360		974	
財 産 売 払 代	101	(0.0)	2,663	(0.3)
市 部 収 入	31		1,696	
郡 部 収 入	70		967	
国 庫 下 付 金			200	(0.0)

表3-86 連帯歳入（つづき）

科 目	1901年（比 率）		1911年（比 率）	
	円	%	円	%
市 部 収 入			84	
郡 部 収 入			116	
積立金繰入			161,500	(15.3)
市 部 収 入			52,649	
郡 部 収 入			108,851	
市郡分賦額	72,668	(32.3)		
市 部 収 入	21,407			
郡 部 収 入	51,261			
計	78,095	(34.7)	197,445	(18.7)
市 部 収 入	23,981		69,025	
郡 部 収 入	54,114		128,420	
歳入総計	224,992	(100.0)	1,053,226	(100.0)
市 部 収 入	74,306		466,350	
郡 部 収 入	150,686		596,876	

注 『神奈川県統計書』より作成

は五八・三割と収入なしとなっている。かと思えば、一九〇一年にはない積立金繰入が一九一一年には一五・三割もある、という具合である。ただ、全体を通じて、賦金収入(四四・八割と一四・五割)と市郡分賦額が、連帯歳入を支える二本の柱だということはいえそうである。

市部歳入 市部歳入の特徴は、何といっても「市予算編入額」という項目の存在であろう。これは既述のとおり、

県税のうち横浜市地域から徴収すべきものを、市税として市が市予算に編入し、それから県に収納されるものを指している。それは市部歳入のなかで、「およそ半分程度を占め(表三・八七)、飛び抜けた第一位となっている。それらは、むろん地租割・営業税・同付加税・雑種税・家屋税などからなっているのであるが、その数値は県統計にはあらわれてこず、それを知るためには、市側の統計をみなければならぬ。そのため、ここでは制度変更直前の数字のえられる一八九九年の内訳を、表三・八八として掲げたわけである。おそらく、一九〇〇年代のはじめごろまでは、金額は次第に増加しているけれども、構成にそれほど大きな変化はなかったとみてよいと思われる。

表3-87 市部歳入

科 目	1901年(比率)		1911年(比率)	
	円	%	円	%
地 租 割				
営 業 税				
(商 業 税)				
(工 業 税)				
雑 種 税				
(飲 食 店 税)				
(芸 妓 税)				
(演 劇 税)				
(車 税)				
(そ の 他)				
営業税付加税				
家 屋 税				
所得税付加税				
戸 数 割				
税 収 入 計				
市郡部連帶市部収入額	38,391	(14.9)	174,560	(16.8)
市予算編入額	121,874	(47.2)	511,610	(49.2)
雑 収 入	11,700	(4.5)	63,151	(6.1)
(請 願 巡 査 費)	(10,107)	(3.9)	(17,738)	(1.7)
(そ の 他)	(1,593)	(0.6)	(45,413)	(4.4)
国庫下渡金	13,001	(5.3)	29,555	(2.8)
国庫補助金	584	(0.2)	2,655	(0.3)
国庫補給金	62,862	(24.3)	62,453	(6.0)
繰 越 金	9,595	(3.7)	194,816	(18.7)
財 産 売 払 代	372	(0.1)	675	(0.1)
税 外 収 入 計	258,379		1,039,475	
総計(『県統計書』数値)	258,380	(100.0)	1,039,478	(100.0)

1900年度以降、市部県税は「市予算編入額」として横浜市に賦

注 『神奈川県統計書』より作成

るからである。これによれば、税収に市予算編入額の大部分は雑種税からなり(代表的なものは表中に内訳が掲げている)、家屋税・営業税がこれに次ぎ、地租割はごくわずかしが占めていないことになる。

これに次ぐものは、国庫補給金・補助金・下渡金など国庫からの収入であるが、年によっては県債(一九〇七・一九〇八・一九一〇年)や繰越金(一九一二年)が大きい時もある。なお、市郡連帶市部収入額は、前述のとおりあらかじめ連帯収入

表3-88 市部歳入(1899年)

科 目			金 額 (比率)	
			円	%
地	租	割	2,423	(1.7)
営	業	税	6,713	(4.7)
	(商	業	(5,506)	(3.9)
	(工	業	(1,207)	(0.8)
雑	種	税	27,127	(19.2)
	(飲	食	(1,290)	(0.9)
	(芸	妓	(5,070)	(3.6)
	(演	劇	(2,279)	(1.6)
	(車	税	(10,932)	(7.8)
	(そ	の	(7,556)	(5.4)
営	業	税	2,395	(1.7)
家	屋	税	9,553	(6.8)
	税	収	48,211	(34.2)
	入	計		
市	郡	部	41,054	(29.1)
雑	収	入	24,741	(17.6)
	(賦	金)	(24,689)	(17.5)
	(そ	の	(52)	(0.0)
国	庫	補	444	(0.3)
繰	越	金	26,520	(18.8)
	税	外	92,759	(65.8)
	収	入		
	計			
	総	計	140,967	(100.0)
		(『県統計書』数値)		

注 『神奈川県統計書』より作成

たるべく定められたものである。その内訳は、連帯収歳の表のなかで市郡分賦額とされているものを除いたすべての項目のうち、「市部収入」と記された部分の合計に等しい。なお、表三一八七にはあらわれていないが、一九〇〇年以前には「賦金」があった。これは既述のとおり、一九〇一年からは市部と郡部の協定成立によって、連帯収入(雑収入)に移されたため、市部歳入としては市郡連帯市部収入額のなかに計上されるようになったはずである。ただし、統計を追ってみると、そこではなくて、市予算編入額がこの年から一挙に五万円ほどふえ(前年の賦金は七万円ちかくあった)ているところを見ると、ここに入れられた

のかもしれない。というのは、連帯市部収入のほうは、この間わずか二万円程度ふえているにすぎず、前年七万円ちかくあった賦金が、ここに移されて計上されたにしては少なすぎるからである。

郡部歳入

郡部の場合、収入のなかに市部の場合の市予算編入額に当たるものがなく、直接に県税収入が表に出ていることはいうまでもない。これが形式上、ほとんど唯一の市・郡部の違いである。表三一八九によって金額をみると、八〇万円から二三〇万円へとこの間三倍ちかく増加している。

表3-89 郡部歳入

科 目	1901年 (比率)		1911年 (比率)	
	円	%	円	%
地 租 割	304,105	(37.8)	444,865	(19.5)
营 業 税	26,779	(3.3)	47,456	(2.1)
(商 業 税)	(20,994)	(2.6)	(37,903)	(1.7)
(工 業 税)	(5,785)	(0.7)	(9,553)	(0.4)
雑 種 税	93,882	(11.7)	180,103	(7.9)
(飲 食 店 税)	(4,265)	(0.5)	(5,951)	(0.3)
(芸 妓 税)	(16,488)	(2.0)	(20,719)	(0.9)
(演 劇 税)	(3,148)	(0.4)	(4,019)	(0.2)
(車 税)	(42,470)	(5.3)	(70,872)	(3.1)
(そ の 他)	(27,511)	(3.4)	(78,542)	(3.4)
営業税付加税	13,106	(1.6)	37,294	(1.6)
家 屋 税			65,242	(2.9)
所得税付加税			19,040	(0.8)
戸 数 割	104,638	(13.0)	258,491	(11.3)
税 収 入 計	542,510	(67.4)	1,052,491	(46.2)
市郡連帯郡部収入額	81,334	(10.1)	264,647	(11.6)
雑 収 入	2,427	(0.3)	12,049	(0.5)
(請 願 巡 査 費)	(1,147)	(0.1)	(2,286)	(0.1)
(そ の 他)	(1,280)	(0.2)	(9,763)	(0.4)
国庫下渡金	16,057	(2.0)	24,367	(1.1)
国庫補助金	7,259	(0.9)	344,005	(15.1)
繰 越 金	152,000	(18.9)	189,140	(8.3)
財 産 売 払 代 償	44	(0.0)	34	(0.0)
県 債			371,000	(16.3)
寄 付 金	3,466	(0.4)	21,461	(0.9)
税 外 収 入 計	262,587	(32.6)	1,226,703	(53.8)
総 計	805,097	(100.0)	2,279,194	(100.0)

注 『神奈川県統計書』より作成

この内部構成を税収入と税
外収入に分けてみると、表
では税収入が七割と五割
程度であるが、この時期
全体としては、概していえ
ば税収が六割七割、税
外収入が四割三割とな
っている。ただし、年によ
る変動が大きく、税収の最
高値は八〇・九割（一九〇六
年）、最低値は翌一九〇七
年の三九・七割という具合
で、一定の傾向はとらえ難
い。また変動をみると税収
のほうは、一九〇〇年代前
半は四〇―五〇万円、後半
から明治末にかけて六〇―

一〇〇万円と途中上下しながらも、概していえばなだらかな増加傾向を示すのに対し、税外収入はほとんど傾向をとらええないほど大幅に上下する。たとえば、表出していないが、一九〇六年一三万円ほど（一九・一割）なのに、翌一九〇七年には一二〇万円（六〇割）となり、一九〇九年に三三万円（三三割）に下がるかと思えば、一九一一年には表出したとおり一二〇万円（五三・八割）になる、といった具合である。こうした、大きくかつ非傾向的な変動をもたらすものをとり出してみると、繰越金（たとえば、一九〇六年の一〇〇〇円、〇・二割から一九〇八年六一万円、四一割へ）と県債（たとえば、一九〇九年のゼロから一九一〇年の六四万円、三一・六割へ）がおもな要因となっている。こうして、税外収入に大幅な変動があるため、収入の過半を占め、絶対的には必ずしも大きくは変わらない税収入の相対的な地位が、前述のように大きく動くことになるのである。

ところで、四〇―五〇万円から、のちには一〇〇万円にいたる税収入の構成をみると、市部の場合とはかなりちがったかたちであらわれる。すなわち、次第に比率を下げっていくとはいえ、歳入全体の四〇割から二〇割を占める地租割が断然第一位を占め、一〇割前後の雑種税および戸数割がほぼ拮抗して、これに続いている。しかし、多少立ち入って前掲表にもとづいて伸び率をとり出してみると、税目ごとの格差がかなりはっきり認められる。たとえば、一九〇一年と一九一一年との間で、地租割は一・五倍、雑種税は一・九倍、戸数割は二・五倍となっており、市部にくらべれば、依然として農業部門への依存が高いとはいうものの、郡部にあっても人口増（戸数増）や商工業拡大にもとづく税収増加のほうに、農業・土地からの税収増加よりも趨勢としては大きいことがわかる。

第四編 第一次世界大戦前後
の神奈川県経済

第一章 第一次世界大戦と京浜工業地帯

第一節 京浜工業地帯の発展と内陸工業

一 重化学工業の好況

戦争景気の到来 一九一四(大正三)年勃発した第一次世界大戦は、日本の政治・経済・社会各方面にきわめて大きな衝撃を与え、とくに資本主義の発展に大きな転機をもたらした。とくに経済界に及ぼした影響は顕著であった。大戦直前の日本経済は、日露戦後不況のただなかにあり、累積した外債の元利支払いにも困り、国内では会社や銀行の倒産もあいつぐ深刻な状況であった。開戦当初は、戦争の行方を測りかね、日本経済は一時的に混乱した。欧州財界の混乱のため、貿易は減少するか、または途絶し、日本の産業に打撃を与えた。とくに生糸の輸出が激減し、その結果生糸価格の暴落を招き、農村は大きな痛手を被った。開戦後一年ないし一年半を過ぎた一九一五年後半から一六年前半ころにかけて形勢が一変し、戦争景気が到来した。

戦争が長期化してきたので、連合国から兵器・軍需品・食料品などの注文品をはじめ、インド・中国などの諸地域からヨーロッパ諸国の製品が減退するに至り、その代替品として日本商品への需要が増大し、輸出は急増した。一方、内地産業の勃興

につれ、外国産原料品に対する需要は激増し、輸入も急伸した。一九一六年以来、貿易総額は未曾有の膨脹を示した。一九一五年から一八年までの戦時四か年に輸出総額五四億円、輸入総額四〇億にのぼり、差引きすると一四億円の出超であった。また海上運賃や用船料が暴騰し、海外貿易の活況が一段と運賃収入を増大させた。さらに保険料収入が増加したので、貿易外受取勘定が増大し、戦時中に受取超過額は約一三億円に達した。貿易の出超と貿易外受取勘定の増大により、約二七億円の正貨が流入してきたため、国際収支は好転し、日本が保有する正貨は著しく増加した。開戦時の正貨は、わずかに三億五〇〇万円にすぎなかったが、戦争の終わった一九一八年末には一五億九〇〇万円をかぞえ、戦前の四倍になった。日本は、開戦前までは伝統的に債務国であって対外債務の利払いにさえ苦しんでいたが、戦時中に債務は急減し、逆に外国債へ応募するまでに余裕ができ、一挙に債権国に変わった。

輸出貿易が増え、国際貸借関係が好転したことに、物価騰貴が拍車をかけたので、直接に内地産業界に好刺激を与え、戦乱が拡大するにつれ、各種の事業が勃興した。戦前と開戦後の諸事業の新設や拡張の状況を概観すると、一九一四年の計画資本二億五〇〇〇万円が一八年には一〇倍余の二六億七〇〇万円を超える盛況であった。そのなかでは、造船業を中心とする製造工業がもっともさかんであり、大戦中の重工業発展の花形であった（日本銀行調査局編「世界戦争終了後ニ於ケル本邦財界動搖史」『日本金融史資料明治大正編』第二二巻）。

浅野造船 所の設立

大戦中、世界的な船舶不足に乗じ、日本海運業はばく大な利益を収め、隆盛をきわめたが、そのことは当然に船舶の需要を活発にし、造船業の繁栄をもたらした。造船業を先頭にしてこれと関連する鉄鋼業・機械工業などの発展を刺激しながら、大戦前とは様変わりになり、日本の重工業は大きな前進をとげた。

阪神地方および長崎県とならんで神奈川県は、古くから造船王国を誇ってきたが、大戦中、既存の造船所の拡張だけではな

く、新たに大規模な造船所が設立された。その代表的な企業が浅野造船所であった。

浅野造船所は、浅野総一郎が一九一五（大正四）年四月創立した横浜造船所を同年十二月に至り改称したものである。浅野は第三編第一章で述べたように、鶴見川河口以東から多摩川に至る海岸を一五〇万坪埋立造成する計画をたて、一九一三年初めに神奈川県知事大島久満次の認可を得て着工したが、鶴見川河口の西側でも埋立造成を計画し、造船所を建設する構想を抱いていた。

東洋汽船の社長であった浅野は、船主と造船業者とは密接な連繫が必要であると考え、浦賀船渠の会長を兼ねていたが、一九一（明治四十四）年末退職後は自分の意思の通りやすい自前の造船所を横浜港の近くに経営する意欲をもち、一九一二年子安・生麦地先海面一一万坪の埋立てを県知事に出願した。ついで翌一九一三年七月十五日、安田善次郎と連署のうえ、計画を三四万六〇〇坪に拡大して、造船所用地のほか一般工業用地の造成を付け加え、再度出願した。造船台六基、船渠二か所をもつ大造船所案で、埋立工費と造船所設備費として四八〇万円を計上した。早くも一九一二年九月には、東洋汽船技師の原正幹をヨーロッパへ派遣し、造船所の設備や組織を視察させ、造船所の設計案を作成させるという手順の良さであった（『資料編』17近代・現代の二七）。

これよりさき一九一一年三月、横浜市が工場招致政策の一環として市営埋立事業を経営する計画をたて、子安と生麦地先の海面三四万坪余の埋立てを出願していた。浅野の計画は横浜市案と埋立地がほぼ重なるものであり、両者の折衝は難航していた。一九一二年二月県知事になった大島久満次は、先願者の横浜市案を許可せず、さきの一五〇万坪造成許可につき、今回も浅野案を認める意向であった。裏面には浅野と政友会系知事との政略的な結び付きがあったといわれる。横浜市は、一九一四年八月、ついに子安・生麦地先海面の埋立出願を取り下げるに至り、浅野の出願が認められるかにおもわれた。ところが、

内務省管下の港湾調査会が航路保安のため沖合の一定線外に施設の築造を許さない方針を堅持し、浅野の計画にある防波堤の築造がそれに触れるとして反対したため、ついに浅野の埋立案は許可されないので止んだ（『横浜市史』第五巻上）。

浅野は、造船用敷地が未定のままに、会社の設立を急ぎ、一九一六年四月十五日、横浜造船所（資本金三七五万円、うち四分の一払込み）を設立し、社長を兼ねた。社名に、浅野を冠しなかったのは、造船所を横浜港内に求め、横浜地方の有力者の援助を仰ぎ、横浜船渠（資本金三七五万円）と提携する意図によるものであり、資本金を同額にしていたのもそのような配慮にもとづいた。浅野は、造船所の経営方針としてイギリス流の造船分業法を採用し、設備は造船組立工場のみにとどめ、造機・製罐は他の専門工場と特約して製作させることにした。先発の同業者が、よろず屋式に船舶用品を自社内で製作し、施設をほう大化している傾向に対し、浅野は分業に徹して船体の製造と組立てのみを行い、標準船型を設計して同型船を反覆建造し船価を安くする方針を決めた。その前提としては、造機・製罐の特約者が必要であり、浅野は内心では横浜船渠を予定し、会社の設立以前からその隣地の倉庫用地や周辺の鉄道院、大蔵省の官有地の貸下げや買収を試みたが、いずれも不調であり、横浜船渠との交渉も進まなかった。ついで高島町所在の大蔵省所有地前面埋立てを県知事に出願した。横浜港内の埋立てには、横浜市会と港湾調査会の承認が必要であり、知事有吉忠一（一九一五年八月就任）は、市会に諮問した。市会は工場招致の横浜市の方針に合うので、基本的に承認したが、六月末に至り港湾調査会は造船所建設のための港内埋立てを認めないとの決議をして、またもや浅野の造船所建設案をつぶしたのである（浅野造船所編『我社の生立』）。

東洋汽船はA型船（八三〇〇トン、速力一五ノット）三隻をすでに造船所へ発注済みであったし、造船所の準備も、原正幹が東洋汽船保船課長を辞し、造船所へ専属となってA型船設計や創立事務を担当していた。川崎造船所技師加藤良が関西方面の技術者を集め、創立とともに入社し、原とともに取締役になった。原料鉄材も創立以前にアメリカへ発注してあった。大戦の

影響で大平洋の海上輸送は輻輳し、一般の造船所では入荷見通しがたないところがあつたが、横浜造船所の鉄材輸送は東洋汽船が担当したのでそのような不安はなかった。こうして人材を集め、材料を手配し、東洋汽船という大船主を背景にして横浜造船所は開業したが、敷地が決まらずに六月末まで待ちながら、結局は港内の建設は否認された。浅野は、港湾調査会の決議が出た翌日、顧問寺野精一や造船所の首脳部を鶴見に召集し、埋立権を得て造成を進めている潮田村地先を展望しながら、社長を兼ねる鶴見埋築会社の第六区埋立予定地に造船所新設を提案した。すでに鉄材の一部が到着し、陸揚地を一刻も早く決めなければならなかったし、造船所の立地が再々変更し宙に浮いていては、会社の信用にもかかわり、これ以上延引できなかつたので、ただちに鶴見に造船所建設を決断せざるをえなかつたのである。

浅野総一郎は、毎月一万坪を埋築し、でき上がった順に工場建設を急がせれば遅れを取り戻せると考え、七月末から鶴見埋築会社に突貫工事を開始させた。九月中旬に七〇〇坪、翌一九一七年二月までに四万五〇〇〇坪を造成し終り、工場建設も一九一六年十月から一七年三月にかけて第一工場から第一一工場まで総延坪四〇〇〇坪を完成した。サンドポンプ浚渫船で海底土砂をさらい、護岸防波堤、棧橋を同時に施工するかわら、埋立てが完成しないうちに一九一六年八月上旬から造船台建設に着手し、海上はるかの沖合工事に小舟で往復しながら工事を進め、一九一七年三月までに、四基の造船台を、七月までにさらに二基を増設した。造船台間を移動して使用するタワークレーンは、当時世界でも珍らしかつたが、国産の石川島造船所製品を採用し、五月までに一二台を装置した。

浅野総一郎は、鶴見沖に埋立造成が進行し、新造船所の姿を整えつつあつた一九一六年十二月、浅野造船所と改称した。すでに横浜港内設置案が挫折し、さらに横浜船渠との提携に失敗し鶴見沖に立地した以上、あえて横浜造船所と名乗るいわれがなくなつたからである。一九一七年二月、第一船の起工を皮切りに、三隻を起工し、四月七日、浅野造船所の開業式を挙行

した。前年夏から八か月余の短い間にもかかわらず、一漁村潮田村の沖合に約五万坪の工場造成地、六基の造船台や大工場群が、突如として出現したのであるから、臨席した人はただ啞然として驚嘆したという（前掲『我社の生立』）。

横浜船渠の

造船開始

一九一〇（明治四十三年）年に中央倉庫を合併以来、ほぼ一八万円台の利益をあげていた横浜船渠は、一九一四年上期に一二万七〇〇〇円に急減した。一般産業界の不振による影響であるが、外人経営の効果が万能ではないことを知り、これを再検討して局面を打開しようとする動きがみられた。一九一四年六月三十日、役員の改選を行ったところ、ハチソンは辞任した。技師長トムプソンもまたハチソンの後を追って辞職した。外国船の入渠勧誘や外資借入れに役立つハチソンや船舶修理の監督にあたったトムプソンが同時に去ったので、横浜船渠は外人との合併経営を廃し、すっかりした姿になったが、その翌月第一次世界大戦が起こった。

戦争の余慶は船渠部門にもおよび、入渠船は一九一六年上期から急増し、倉庫の保管高も伸び、好況を迎えた。同業他社が積極的に造船部門の拡張や新設にあいついで乗り出しているとき、横浜船渠は外人株主が多いため、新造船に対し造船奨励法の恩恵をうけることもできず、消極的な経営に馴れてしまい、船舶建造のような積極的事業に必要な人材を育てなかったのがめが出てきた。造船奨励法は一九一六（明治二十九年）年制定公布され、当初七〇〇トン以上、一九一〇八年改正後は一〇〇〇トン以上の鋼船建造者に一定の奨励金を交付し、民間造船業の発展を図ったものであるが、保護対象を日本人のみを社員または株主とする企業にきびしく限定していた。外資の影響力を脱しナショナルリズムを前面に出した特徴ある政策であるが、横浜船渠にとつては、保護の対象外に甘んじるほかはなかった。外人社員が去ったので、外人株主の存在が新造船へ展開する方向を阻むおそれがあった。

横浜船渠は、経営体質の消極性を表現するともみられた外人株主の排除を目指し、一九一六年六月、定款を改正し、株主を